

財務省告示第二十四号

個人向け国債の取扱機関になることができる者  
のうち、個人向け国債の募集の取扱いを認めるこ  
とが適当でないとして認められる者を除いた者を変更  
したので、個人向け国債の発行等に関する省令（平  
成十四年財務省令第六十八号）第四条第五項の規  
定に基づき、個人向け国債の募集の取扱いを行う  
ことができる者を定めた件（平成十七年十二月財  
務省告示第四百五十一号）の一部を次のように改  
正し、平成十九年一月九日から適用する。

平成十九年一月二十二日

財務大臣 尾身 幸次

「下関信用金庫」を「西中国信用金庫」に改め  
る。